

目次

沖縄総合事務局編

《法令の改正》

- ◎車 両 法：令和 5 年 6 月 16 日 公布
令和 7 年 6 月 1 日 施行
法律第 63 号まで
- ◎施行規則：令和 8 年 2 月 16 日 公布・施行
国土交通省令第 9 号まで
- ◎点検基準：令和 5 年 10 月 20 日 公布
令和 5 年 12 月 21 日 施行
国土交通省令第 86 号まで
- ◎審査規程：令和 7 年 12 月 14 日 公布
令和 8 年 1 月 1 日 施行
第 69 次改正まで

■ 本書について	2
■ 最近の主な改正概要	3
■ 略語について	4

第 1 章 基礎法令・整備関係法令

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	14
4 自動車の点検整備制度	16
5 自動車の検査制度	24
6 整備工場の認証制度	31
7 指定制度（工場関係）	41
8 指定制度（検査員関係）	50
9 指定制度（保安基準適合証関係）	51
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	64

第 2 章 検査関係

1 自動車の構造関係	68
2 自動車の装置一般	74
3 自動車の車体関係	80
4 自動車の室内関係	86
5 自動車の騒音・排ガス関係	95
6 自動車の灯火関係	98
7 警音器・後写鏡・速度計 他	112
8 テスタ等による機能維持確認	117

第 3 章 計算問題

1 ブレーキ制動力	130
2 過去出題例と解説	132

第 4 章 年度別試験問題

1 令和 7 年度	163
2 令和 6 年度	171
3 令和 5 年度	179
4 令和 4 年度	187
5 令和 3 年度	195
6 令和 2 年度	203
■ 巻末資料	211

本書について

本書は、沖縄総合事務局において平成30年度から令和7年度までに行われた合計6年分の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 第1章 基礎法令・整備関係法令（10区分） | 第2章 検査関係（8区分） |
| 第3章 計算問題（6年分） | 第4章 年度別試験問題（6年分） |

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する。
- ②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号で記入する。
- ③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句又は数値を記入する。

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て記述式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R7]であれば、令和7年度の試験問題であることを示します。また、[R7/R6]のように、併記している場合は、令和7年度と令和6度に同一問題が出題されていることを示します。

[H30改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文に手を加えていることを示します。なお、本書は目次の《法令の改正》に示した時点の法令を基準としています。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいとため、編集部で一部、手を加えている部分があります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが一部を除き、本書では「審査事務規程」を取り上げています。基本的に、問題文に対応した法令を抜粋して掲載していますが、過去に出題されたことがあり、かつ重要な項目については参考として、部分的に掲載しています。また、特に注釈がない限り、乗用自動車の基準をまとめています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、平成30年度から令和5年度までに行われた合計6年分の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。また、計算問題については省略しています。第3章の該当年度の問題を参照してください。

保安基準は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和8年版」（定価2,310円）及び保安基準及び審査事務規程の原文をまとめた「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和8年版」（定価3,000円）をご活用ください。

法令改正について：原則、現行の法規集に従い、令和8年3月頃時点での法令に対応しています。したがって、それ以降の法令改正については、ご注意ください。

また、本書に訂正箇所が生じた場合、弊社ホームページにて内容を掲載致します。お手数ですがそちらをご確認ください。⇒ <https://kouronpub.com>（または「公論出版」で検索）

令和8年8月 編集部

最近の主な改正概要

※本書に収録のない改正も含む

◆施行規則◆

1. 訪問特定整備制度の開始 [令和7年6月30日施行]

届け出ている事業場以外の場所で特定整備を行うことができる訪問特定整備制度を開始するため、施行規則(第62条の2の2第9号を追加し、従前の第9号を第10号に)を改正し、当該実施規定等を定めた。

◆自動車整備事業の取扱い及び指導の要領について(依命通達)◆

1. 省力化機器により工員数削減へ [令和7年7月8日施行]

大型車を対象とする事業場であって、ホイールドローリなど省力化機器を備え付けている場合の工員数について、従前の5名以上から4名以上であればよいこととなった。

◆審査規程◆

◆第63次改正 [令和7年4月1日施行]

1. 軽合金製ホイール「DOTマーク」も適合に!

アルミ製ホイールなどの軽合金性ホイールについて、FMVSS(米国連邦自動車安全基準)に基づいて表示されるDOTマークも基準適合であるとした。

2. 並行輸入車の製作年月日分かり易く

備考欄に記録・記載されている「保安基準適用年月日」を、「製作年月日」として取扱うことができることとなった。

3. 車検場の営業日明確化

自動車検査場における審査業務を行う日は、次に掲げる日を除く日とするとして明確化した。

①日曜日及び土曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する休日(参考:年間16日)

③12月29日から翌年の1月3日までの日

④その他理事長が特に指定する日

◆第64次改正 [令和7年7月31日施行]

1. 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)」基準新設及び装備義務化

新型国産車については、令和10年9月1日以降に製作される乗車定員10人未満の乗用自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」を備えなければならないこととなった。

2. 「視界内表示投影装置」基準新設

通称ヘッドアップディスプレイなどと呼ばれている文字、図形、記号その他の表示を運転者が視認できるように前面ガラス又はコンバイナーその他に投影する装置について、保安基準では「視界内表示投影装置」と明確化したうえで、基準を規定した。

3. 中古新規時、消音器の基準に適合する重量の変化緩和(加速騒音規制適用車)

消音器が改造されている「乗車定員9人以下の乗用自動車」及び「車両総重量3.5トン以下の貨物自動車」の中古新規検査時において、車両重量の-10%から+20%までの範囲にあればよいこととなった。

4. 直前及び側方の視界の範囲変更

新型車については令和8年9月1日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用自動車(三輪自動車を除く)及び車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車(三輪自動車を除く)について、直前及び側方の視界の基準の確認範囲が変更された。

◆第68次改正 [令和8年1月15日施行]

1. OBD検査の対象装置追加

新たに、「車線逸脱警報装置(LDWS)」、「側方衝突警報装置(BSIS)」(開始時期はいずれも令和11年9月)及び「ペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)」(開始時期は令和13年9月)がOBD検査の対象となる。

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
認定規則	優良自動車整備事業者認定規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導の要領について（依命通達）
保適の有効期間と自賠保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
保適再交付の取扱い	保安基準適合証等の再交付の取扱いについて
校正の取扱い	指定自動車整備事業規則第 12 条の規定に基づく校正に係る取り扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取り扱いについて（依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱い
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取り扱いについて
点検整備の手引	自動車の点検及び整備に関する手引
OBD 検査システムの ID 等の管理	自動車特定整備事業者及び指定整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（依命通達）

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別	7
4. 自動車の種別の分類	7

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	9
3. 自動車登録番号標の封印等	9
4. 変更登録	10
5. 移転登録	11
6. 永久抹消登録	11
7. 一時抹消登録	11
8. 自動車登録番号標の表示	12
9. 車台番号等の打刻	12
10. 打刻の塗まつ等の禁止	12
11. 譲渡証明書等	13
12. 臨時運行の許可	13
13. 回送運行の許可	14

3. 保安基準

1. 保安基準	14
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	16
2. 日常点検整備	17
3. 定期点検整備（点検期間）	17
4. 点検整備記録簿	19
5. 整備管理者	21
6. 整備命令等	21
7. 技能検定	22
8. 自動車車庫	23
9. 点検及び整備に関する手引	23

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	24
2. 新規検査	25
3. 自動車検査証の有効期間	25
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	26
5. 継続検査	27
6. 臨時検査	27
7. 自動車検査証の備付け及び検査標章	27
8. 自動車検査証記録事項の変更	28
9. 構造等変更検査	28
10. 自動車検査証の返納等	29
11. 自動車検査証等の再交付	29
12. 予備検査	29
13. 限定自動車検査証	29
14. 事務の委託	30
15. 自動車の指定	30
16. 自動車部品を装着した場合の取扱い	30

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	31
2. 認証	32
3. 認証基準	32
4. 特定整備の定義	35
5. 特定整備事業者の変更届等	36
6. 特定整備事業者の標識	37
7. 特定整備事業者の義務	37
8. 特定整備記録簿	37
9. 設備の維持等	38

10. 特定整備事業者の遵守事項	38
11. 整備主任者	39
12. 事業の停止等	40
13. 不正改造等の禁止	40

7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業者の認定	41
2. 指定自動車整備事業の指定	41
3. 指定の申請	42
4. 対象自動車の指定	42
5. 指定工場の設備、技術及び管理組織	43
6. 検査の設備の基準	46
7. 作業場等の基準の解釈	47
8. 検査の設備（共用）	47
9. 検査の設備（車検成績）	47
10. 設備の維持	47
11. 検査用機器の校正	48
12. 検査用機器の構造と取扱い	48

8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	50
2. 自動車検査員の兼任	50
3. 自動車検査員の要件	50
4. 自動車検査員の解任	51
5. 自動車検査員の研修	51

9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 保安基準適合証の交付	51
2. 保安基準適合証等に記載すべき事項の提供	52
3. 指定整備事業者の点検の基準	53
4. 保安基準に適合しなくなるおそれのある部分	53
5. 自動車検査員による証明（証明方法）	53
6. 走行距離計表示値の取扱い	54
7. 自動車検査員による証明（一時抹消登録車の取扱い）	54
8. 自動車検査員による検査	54
9. 自動車検査員の服務	55
10. 自動車検査員の作業区分及び完成検査場での作業	56
11. 保安基準適合証等の有効期間	57
12. 保安基準適合証を提示した場合の取扱い（中古新規検査）	57
13. 保安基準適合標章の表示	59
14. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	59
15. 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止等）	60
16. 保安基準適合証の取扱い（最終検査申請日）	61
17. 自賠責保険証明書の備付け	62
18. 自賠責保険証明書の提示	62
19. 限定保安基準適合証	63

10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項等）	64
2. 指定整備記録簿の記載要領（1）	65
3. 指定整備記録簿の記載要領（2）	65
4. 指定整備事業者の罰則の適用	65
5. 保安基準適合証の交付の停止	65
6. 指定整備事業者の変更届	66
7. 不正使用等の禁止	66

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法之目的

【過去出題例】

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（①）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（②）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7/R2 改]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ ）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、（①）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（②）を増進することを目的とする。[R6 改 /R5]

【関係法令】

◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
 - ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. この法律で（ ）とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R7]
- ☑2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び（ ）をいう。[R6]
- ☑3. 道路運送車両法で「道路運送車両」とは、自動車、（ ）及び軽車両をいう。[R5]
- ☑4. この法律で「自動車」とは、原動機により（①）を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して（①）を移動させることを目的として製作した用具であって、次項（法第2条第3項）に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R4]
- ☑5. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（ ）以外のものをいう。[R2]
- ☑6. この法律で「自動車」とは、（ ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、法第2条第3項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5]

【関係法令】

◆車両法◆第2条（定義）

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	68
2. 二輪車の基準を適用する自動車	70
3. 不適切な補修等	70
4. 貨物自動車等の燃料タンクの 容量等の算定及び確認	71
5. 長さ、幅及び高さ	72
6. 最低地上高	72
7. 車両総重量・軸重・輪荷重	73
8. 安定性	73
9. 最小回転半径	74
10. 接地部及び接地圧	74

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	74
2. 速度抑制装置	75
3. 走行装置（軽合金製ディスクホイール）	75
4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ）	76
5. かじ取装置	76
6. 施錠装置	77
7. 衝突被害軽減制動制御装置（自動ブレーキ）	77
8. 制動装置	77
9. 緩衝装置	78
10. 燃料装置	79
11. 電気装置	79
12. サイバーセキュリティシステム及び プログラム等改変システム	80

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（走行装置の回転部分）	80
2. 車枠及び車体（エア・スポイラ）	80
3. 車枠及び車体（鋭い突起及び突出等）	81
4. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）	82
5. 車体表示	82
6. 巻込防止装置	83
7. 突入防止装置	84
8. 前部潜り込み防止装置	85

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	86
2. 運転者席	86
3. 座席	87
4. 座席ベルト	88
5. 座席ベルト非装着時警報装置	89
6. 頭部後傾抑止装置	90
7. 年少者用補助乗車装置等	91
8. 通路	91
9. 立席	91
10. 乗降口	92
11. 非常口	92
12. 物品積載装置	93
13. 窓ガラス	93
14. 窓ガラス貼付物等	94

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	95
2. 排出ガス等発散防止装置（機能維持）	96
3. ブローバイ・ガス還元装置	96
4. 燃料蒸発ガス発散防止装置	96
5. 排気管	97

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	98
2. すれ違い用前照灯	99
3. 前部霧灯	99
4. 側方照射灯	100
5. 車幅灯	100
6. 昼間走行灯	101
7. 前部反射器	101
8. 側方灯・側方反射器	102
9. 番号灯	103
10. 尾灯	103
11. 後部霧灯	104
12. 後部反射器	104
13. 大型後部反射器	105
14. 制動灯	106
15. 補助制動灯	106
16. 後退灯	107
17. 方向指示器	108
18. 補助方向指示器	109
19. 非常点滅表示灯	109
20. その他の灯火等の制限	109
21. 速度表示装置の速度表示灯	111

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	112
2. 非常信号用具	112
3. 後写鏡	112
4. 直前及び側方の視界	113
5. 窓ふき器等	114
6. 速度計等	115
7. 消火器	115
8. 運行記録計	115
9. 緊急自動車	115
10. 道路維持作業用自動車	116
11. 自主防犯活動用自動車	116
12. 旅客自動車運送事業用自動車	116
13. 乗車定員	116

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスト）	117
2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	117
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	117
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	121
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	123
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	125
7. 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）	128
8. 警音器の大きさ（騒音計等）	128
9. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	128
10. サイレンの音の大きさ（騒音計等）	129
11. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し （検査用スキャンツール）	129

1. 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 原動機の作動中において、原動機の異常状態を表示するテルテール識別表示が継続して点灯していたが、排出ガスの測定値は基準を満足していたので、保安基準に適合とした。[R4]
- ☑2. OBD 検査対象装置とは、OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。[R7 改 /R6 改]
- ①かじ取装置（UN R79の2.3.4.に定める高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
 - ②かじ取装置（UN R171の2.1.に定める運転制御支援システム（DCAS）に係る部分に限る。）
 - ③走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（ABS）
 - ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（ESC）
 - ⑥走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置（EVSC）
 - ⑦緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS）
 - ⑧ ①（AEBS）
 - ⑨ ②
 - ⑩電力により作動する原動機を有する自動車に備える ③（AVAS）
 - ⑪自動運行装置
- ☑3. 「空車状態」とは、道路運送車両が原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。なお、スペアタイヤ、予備部品、工具その他携行品は「運行に必要な装備」に該当する。[R5/R2 改]
- ☑4. 「走行中に使用しない灯火」とは、点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。[R3]
- ☑5. 連鎖式点灯とは、一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。[R7 改 /R5 改]
- (1) 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
 - (2) 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
 - (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の ① から最外縁に向かって又は中心から ② に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
 - (4) 各光源は、③ に反復して変化しないものであること。
 - (5) 方向指示器 ③ において照明部の ① から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺H面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は ④ 以上であること。
- ☑6. ①式点灯とは、一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が ① 的に点灯することをいう。[R4]
- (1) 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
 - (2) 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
 - (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
 - (4) 各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。
 - (5) 方向指示器 ③ において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

次の《A表》自動車検査証の自動車を検査機器等による検査を実施した結果、《B表》に示す計測値等を得た。
次の問いに答えなさい。

《A表》 自動車検査証

令和4年11月1日

陸運事務所長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
沖縄 100 Y × × × ×	令和 3 年 10 月 2 日	平成 26 年 11 月	普通	貨物	自家用	キャブオーバー			
車 名			乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
国土交通			3 人	3700 kg		4110 kg		7975 kg	
車 台 番 号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
○ × △ -1234567			542cm	219cm	247cm	2220kg	-kg	-kg	1890kg
型 式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号			
TKG-○○○	○ × □	5.12 kw L	軽油						
所有者の氏名又は名称		国土 花子							
所 有 者 の 住 所		東京都千代田区霞が関1-10-1							
使用者の氏名又は名称		陸運 太郎							
使用の本拠の位置		沖縄県浦添市港川 3-2-1							
有効期間の満了する日		令和 5 年 11 月 30 日	年 月 日						
備 考			[沖縄]継続検査 [走行距離計表示値]111, 200Km (令和4年11月1日) [旧走行距離計表示値]94, 600Km (令和3年11月25日) 平成13年騒音規制車 近接排気騒音規制値98dB [受検種別]指定整備車 [検査時の点検整備実施状況]点検整備記録簿記載あり [受検形態]指定整備工場 以下余白						

《B表》 検査機器等による検査

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器	
前 軸	右	軸重 ② kg	左右差	取付高さ	右	左	聴感・ <u>テスト</u> 7m,A特性 80 デシベル	
	6050 N		すれ違い灯		cd			
	左	7800 N	⑦ N/kg		82 cm	80 cm	速度計の誤差 + <u>○</u> -	定常走行騒音 聴感・ <u>テスト</u> 良 デシベル
後 軸	右	軸重 ③ kg	左右差	光 軸	下	下	指示計の振れ km/h	聴感・ <u>テスト</u> 99 デシベル
	3760 N		14 cm		1 cm			
	左	3540 N	④ N/kg		⑨ N/kg	左 <u>○</u> 右	左 <u>○</u> 右	速度表示灯の誤差
計	① N	車両重量 ⑤ kg	⑩ N/kg	光 度	主×100	主×100	タイヤの振れ	HC
					cd	cd	<u>○</u> 良 否	400・200・特殊
手 動	8150 N	kg	⑪ N/kg	副×100	副×100	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質	
						イン <u>○</u> アウト 4 mm	聴感・ <u>テスト</u> 0.48 m ⁻¹	
走行テスト等の 方法と結果								

第4章 年度別試験問題

1. 令和 7 年度 自動車検査員教習試験問題 163
2. 令和 6 年度 自動車検査員教習試験問題 171
3. 令和 5 年度 自動車検査員教習試験問題 179
4. 令和 4 年度 自動車検査員教習試験問題 187
5. 令和 3 年度 自動車検査員教習試験問題 195
6. 令和 2 年度 自動車検査員教習試験問題 203

1. 令和7年度第1回 自動車検査員教習試験問題

【基礎法令・整備関係法令】

【1】次の各文は、道路運送車両法の規定について述べたものである。各文の【 】の中に適切な語句を記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに【①】の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての【②】を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律で【③】とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として【④】で定める。
4. 自動車の【⑤】を業とする者、自動車の車台又は原動機の【⑤】を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の型式を打刻してはならない。
5. 何人も、自動車の車台番号又は【⑥】の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

【2】次の各文は、道路運送車両法及び関係法令等に規定されている条文に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を選び、その記号を記入しなさい。

1. 何人も、国土交通大臣若しくは【 】取付受託者が取付けをした【 】又はこれらの者が【 】の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

《選択肢》

ア. 国印 イ. 代行 ウ. 封印 エ. 印可 オ. 刻印

2. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。）は、この章（第5章 道路運送車両の検査等）に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な【 】の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

《選択肢》

ア. 運行許可証 イ. 検査標章 ウ. 指定整備記録簿 エ. 自賠責保険証明書 オ. 自動車検査証

3. 自動車検査証の有効期間は、【 】を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては2年とする。

《選択肢》

ア. 旅客 イ. 顧客 ウ. 来客 エ. 送客 オ. 刺客

4. 自動車は、法第11条第1項（同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は法第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の【 】に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

《選択肢》

ア. 差別 イ. 識別 ウ. 確認 エ. 視認 オ. 状態

R7